

二輪車等に係る申告手続の簡素化(案)

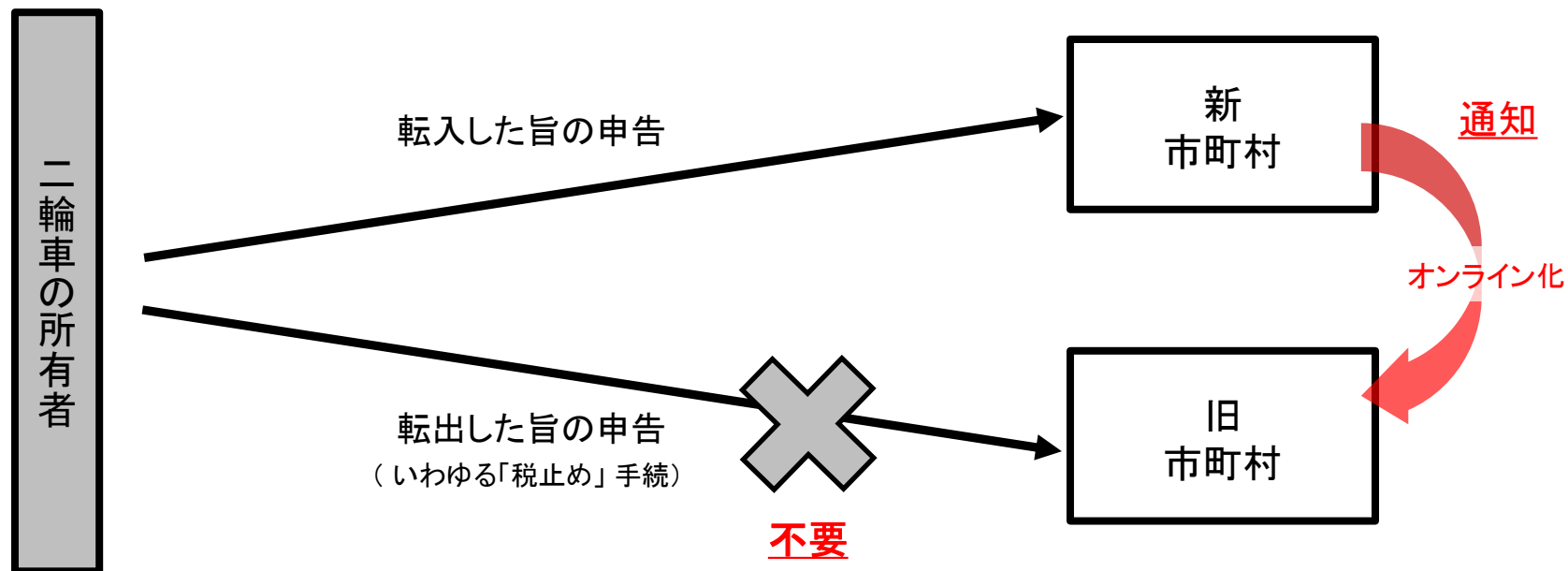
- 二輪車等※の軽自動車税について、所有者が他の市町村に引っ越した場合等には、制度上、新旧の両市町村に対して、申告が必要。

※ 二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

- 今後、新市町村への申告に基づき、新市町村から旧市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築し、納税者の手続負担の軽減を図る。

(注) 市町村間における情報伝達のオンライン化を全国統一的に行えるよう、現在取組を進めている税務システム標準仕様書に盛り込むことによって対応。

■税申告手続の簡素化(引越しの場合)(イメージ)



二輪車等に係る申告手続の簡素化 今後のスケジュール(案)

- 新市町村から旧市町村への通知を適正かつ効率的に行うため、全国統一的にオンライン化を図る必要がある。したがって、新制度への移行については、令和7年度末までの全市町村における標準準拠システムへの移行に併せて、運用開始を予定。
- 現在、原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者が転出した際に、新市町村から旧市町村に発出している課税物件異動通知書についても、併せてオンライン化を実施。

| | R 3年度 | R 4年度 | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 | R 9年度 | |
|--------------------|---|------------|---------------|-------|-------|-------------|---|--|
| 制度改正 | 税制改正 ★ | | | | | 制度施行(R8.4~) | | |
| (税機構) 団体間回送システムの整備 | | | eLTAX システム開発等 | | | 運用(R8.4~) | | |
| (地方団体) システム標準化 | ★ 第1版公表 | ★ 第2版公表 | 標準準拠システムへの移行 | | | | | |
| 課税実務 | <p>○小型二輪・軽二輪 全軽自協 支部等が税申告書を回収し、<u>同一都道府県内の転出元・転出先市町村の双方に回送</u>していることが多い。</p> <p>関係者間での調整 (同一都道府県内の転出元市町村あて回送が不要となるため、契約内容の調整が必要か)</p> <p>○原付自転車・小型特殊 転出先市町村において、転出元市町村の管轄車両の廃車申告(ナンバープレートの返納)を受け付けた場合には、転出先市町村から転出元市町村に<u>課税物件異動通知書</u>を発送しているケースが多い。</p> | | | | | | <p>○全車両(軽三・四輪除く) <u>すべての団体で標準準拠システムへの移行が完了し、団体間回送システムによる情報連携を開始。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転出先市町村では、標準準拠システムの「回送データ生成機能」(仮称)を活用し、団体間回送システムに回送データをアップロード ・ 転出元市町村では、団体間回送システムから回送データをダウンロードし、基幹税務システムに取り込むなどの運用を想定。 | |
| 小型二輪 | | | | | | | | |
| 軽二輪 | | | | | | | | |
| 原付自転車・小型特殊 | | | | | | | | |
| 軽三・四輪 | 【現状維持】 J-LISからの軽MOTASデータを活用して課税客体の異動を捕捉 | | | | | | | |